平成２８年（フ）第３３４号
埼玉県川口市大字木曽呂124番地の１　Ｋハイツ Ａ棟103号
債務者　阪本　友則
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３４７号
さいたま市西区大字佐知川1641番地２　グランハイム関根参番館203号
債務者　遠藤ひとみ
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６３号
埼玉県草加市松江１丁目５番２―403号
債務者　渡邉　郁子
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７５号
埼玉県草加市草加１丁目２番20―303号
債務者　高岡　泰治
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１２３号
埼玉県春日部市上蛭田195番地２　県営春日部豊春北団地２棟106号
債務者　永田由美子
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１２９号
埼玉県越谷市蒲生愛宕町10番４号　花梨ハイム207号
債務者　窪谷　和雄
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１７号
岐阜県土岐市泉町久尻1417番地の21
債務者　中村　知世
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第６８号
静岡県沼津市大塚293番地の７
債務者　笹原　金治
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第５３６０号
大阪府東大阪市東石切町５丁目９番８号パストラル石切403
債務者　北川　大輔
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６０７号
大阪市都島区片町１丁目８番20―601号
債務者　田邊　清美
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０２３号
大阪府東大阪市荒本北１丁目３番２―2401号
府営東大阪春宮住宅２棟2401号
債務者　三好　敏文
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１５８号
大阪府東大阪市玉串町西３丁目１番６―1107号
債務者　石井志賀代
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１５９号
大阪府東大阪市玉串町西３丁目１番６―1107号
債務者　浦松　妙子
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２７４号
大阪市平野区瓜破東１丁目３番１―105号、住民票上の住所大阪市平野区長吉長原１丁目４番５号　グランディール鹿島502号
債務者　石津十三男
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２７８号
大阪市西成区鶴見橋１丁目10番12号
債務者　前田愛子こと　ＫＩＭ　ＹＯＵＮＧ　ＡＥ　金　　瑛愛
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２７９号
大阪市生野区小路東６丁目10番５―306号
債務者　松本　昌信
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２８７号
大阪市東成区東中本１丁目14番６号　朝日プラザ緑橋Ⅱ　203号、前住所大阪府泉南市信達市場1738番地の21
債務者　篠原　健治
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部